

○地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例

平成27年6月29日東大阪市条例第32号

改正

平成30年3月30日条例第4号

令和3年10月8日条例第28号

地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び同条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務並びに組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、法の規定によりその権限に属させられた事項のほか、次に掲げる事項について意見を述べることとする。

- (1) 法第22条第1項の規定による認可に関すること。
- (2) 法第26条第1項の規定による認可に関すること。
- (3) 法第28条第1項の規定による評価（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 法第34条第1項の規定による承認に関すること。
- (5) 法第40条第4項の規定による承認に関すること。
- (6) 法第41条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可に関すること。
- (7) 法第42条の2第3項ただし書の規定による認可に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療又は事業の経営に関し識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門委員に係る専門の事項の調査が終了するまでとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第2項の規定による委嘱後最初の委員会の会議の招集及び委員長が選出されるまでの間における委員会の運営は、市長が行う。

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月30日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。